

財務省第4入札等監視委員会令和2年度第2回定例会議 議事概要

開催日及び場所	会議の開催を中止し、審議書類の回覧をもって会議の代替とした。 審議書類の回覧終了日：令和3年2月12日(金)		
委員	委員長 末松 栄一郎(埼玉大学大学院人文社会科学研究科長) 委員 大澤 一司(アーク法律事務所 弁護士) 委員 小山 彰(小山公認会計士事務所 公認会計士)		
審議対象期間	令和2年7月1日(水)～令和2年9月30日(水)		
抽出案件	3件	(契約の概要)	(備考)
随意契約 (公共工事)	1件	契約件名：(20)閑屋住宅ほか1住宅消防設備改修工事 契約相手方：富士防災設備株式会社 (法人番号：5010001027706) 契約金額：8,690,000円 契約締結日：令和2年8月14日 担当部局：関東財務局	【案件1】
随意契約 (物品役務等)	2件	契約件名：令和2年度財務専門官採用試験で使用する試験会場(東京都)の借上げ 契約相手方：学校法人早稲田大学 (法人番号：5011105000953) 契約金額：2,723,600円 契約締結日：令和2年7月29日 担当部局：関東財務局	【案件2】
		契約件名：会計ソフトを利用した記帳指導の業務委託(区分7) 契約相手方：株式会社スリーエス (法人番号：4040001011303) 契約金額：@198,000円ほか 契約締結日：令和2年9月17日 担当部局：関東信越国税局	【案件3】 単価契約 予定調達総額 4,176,810円

うち応札(応募)業者数1者関連	1件	(20)閑屋住宅ほか1住宅消防設備改修工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件1】  (20)関屋住宅ほか1住宅消防設備改修工事</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p> <p>再度入札しても落札できなかった理由は何か。</p> <p>予定価格の積算額が低かったのではないか。</p> <p>予定価格が適正であるにもかかわらず、入札参加者の見積った入札金額と乖離してしまう要因は何か。</p> <p>不調後の契約成立までの経緯を教えてください。</p> <p>より多くの業者が参加できるには、どのような工夫が考えられるか。</p>	<p>設備系工事の入札においては、昨今、参加者が少なく、参加者なしで不調となっている案件も頻発しているところ。推察ではあるが、他省庁や地方公共団体の発注もあり、工事業者も工事内容を選別して参加しているのではないかと考えられる。また、本件公告は昨年7月に行ったものであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、申込みを躊躇した可能性も考えられる。</p> <p>もともと参加者が少ないことに加え、入札参加者が見積った入札金額と当方の予定価格に乖離があったためと考える。</p> <p>予定価格の算出に当たっては、適正な価格となるよう、過去の同種工事の実績、及び積算基準に基づき、必要な労務費、資材費などに、諸経費等を積み上げ算出している。本工事においても、契約が成立していることから適正な価格であったと認識している。</p> <p>入札時の入札金額では、相手方はより多くの利益を含むように考えていたと思われる。</p> <p>開札は基本的に3回までとしており、本事案は3回目の開札でも予定価格に達しなかったことから、「予定価格との乖離があり開札を終了する」旨を入札参加者に伝えた後、改めて見積合わせ参加の意思を確認したところ、参加希望があったため、見積書の提出を依頼した。徴した見積書は、当方の予定価格の範囲内であったため、契約成立となったもの。</p> <p>参加資格等級の拡大のほか、参加者の入札金額算出の参考となるよう、積算数量表を申込者に対し交付するなどの取組が考えられる。現在、申込者なしで不調となった案件の再度入札の場合に行っており、入札の当初から可能か検討していきたい。</p>
<p>【案件2】  令和2年度財務専門官採用試験で使用する試験会場(東京都)の借上げ</p> <p>申込者がいなかったため、本試験を実施できる条件を満たす施設を調査した際に、契約相手方以外に問い合わせた大学(国立、公立、私立の別に)はあるか。</p> <p>契約相手方以外に本試験を実施できる大学はなかったのか。</p> <p>契約相手方以外に条件を満たす大学にも見積依頼をしないのはなぜか。</p>	<p>私立5大学に調査を行ったが、国立、公立には調査を行っていない。</p> <p>5大学を調査したものの、試験実施予定日が大学の使用予定日であったことや既に別の利用者により予約申込済であったほか、新型コロナウイルスの学内侵入防止のため外部への貸出不可を理由として、全て断られている。</p> <p>借上げに係る調査を行ったものの、全ての先から貸出不可として断られており、見積依頼に応じたのは契約相手方のみである。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>1回目、2回目とも、公募したのに申込者がいなかった理由は何か。</p>	<p>試験会場として想定している大学等の施設は、利用申込を受け付けて貸出しているようであり、積極的に公募に応募していないものと考えられる。</p>
<p>2回目の公募期間が短い理由は何か。</p>	<p>2回目の公募は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、試験の延期が決定したことから再度実施したものであるところ。試験実施日が決定したのは試験日の約2カ月前であり、公募で申し込みがなかった場合の会場探し等の期間を考慮すると2回目の公募期間は短くせざるを得なかったものである。</p>
<p>対応可能な業者が限られる仕様となっていないか。</p>	<p>国家試験と同様に厳格に行う必要があるなど、当局の採用試験の性質上、仕様は必要最低限であると認識している。</p>
<p>対応可能な業者が限られる仕様となっていないか。</p>	<p>この仕様に基づき都内で試験会場を提供できる業者は大学等一定規模の施設を保有する者に限定されるものの、契約相手方以外にも仕様に対応した施設を所有する先が複数あることを確認している。</p>
<p>1回目(12月)の公募の使用期間は、翌年の5月中旬から6月中旬、その日程が翌年の2月に決定されるというのは、応募し難いと考えられるが如何か。</p>	<p>1回目の公募は、多くの大学等では翌年度の施設貸出しの受付を前年度の11月頃から開始しており、公募時期を後ろにすればするほど施設の予約が埋まっていくことから、早期に公募を実施している。</p>
<p>また、2回目(6月)の公募の使用期間は1カ月半後と短く、公募のやり方に無理があったように考えられるが如何か。</p>	<p>2回目の公募は、前述のとおり試験実施日が決定したのが約2カ月前であったことのほか、試験実施にあたり感染症対策が必要となるなど、短期間で多くの手続きや準備に対応せざるを得ない厳しい状況であった。これらの状況に鑑み、公募により競争性を確保し、会場探しを行うこととしたものであり、無理があったとは考えていない。</p>
<p>随意契約の経緯を教えてください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により直ちに施設を探さないと会場確保ができないと判断し、2回目の公募の準備とともに再度施設貸出の可否を確認したところ、契約相手方から提供できる可能性があるとの回答を得た。2回目の公募を実施し、応募者がいないことを確認した後、改めて契約相手方に施設提供の可否を確認し、貸出可能との回答であったことから、内部手続きの上見積合わせを実施し、随意契約を締結した。</p>
<p>また、本件の契約相手方は以前にも契約を締結しているのか。</p>	<p>本件の契約相手方とは、過去8年間(平成24年度～令和元年度)契約を締結している。</p>
<p>過去8年間同一の契約相手方であるが、この要因は何か。改善のためにどのような対策を講じてきたか。</p>	<p>過去8年間の公募において、当局から働きかけを行っても応募者がいない状況が続いている。当局では、まず公募を実施して求める条件等を公表し、広く一般から募集している。応募があれば、応募者と見積合わせを実施し、予定価格の範囲内であれば契約を締結するが、応募がない場合には、当局が適当と判断した複数の施設に対し使用可能か打診し、可能と回答があった者との見積合わせを経て随意契約を締結しており、問題はないものと認識している。</p>
<p>また、その対策が上手くいかなかった理由は何か。</p>	<p>契約にあたっては、当局が試験会場として求めている規模や立地等条件に関して、適切な施設と判断した者に提供の確認をしているが、これまで当局からの会場借上げの申込みに応じているのが契約相手方のみとなっている。</p>
<p>過去8年間同一の契約相手方であるが、この要因は何か。改善のためにどのような対策を講じてきたか。</p>	<p>貸会議室業者などは、条件を満たせないことや、大学施設と比べ利用料金が高額であるため、公募に応じておらず、改善策が見つけられていない状況である。</p>
<p>また、その対策が上手くいかなかった理由は何か。</p>	<p>なお、次回は国公立大学への調査も検討したい。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件3】 会計ソフトを利用した記帳指導の業務委託(区分7)</p> <p>同じ契約件名で他の区分のものは落札しているものもあるが、本件との違いは何か。</p> <p>入札は3回実施され、入札参加者は当初4者であったが、本件の契約者以外の3者は第1回目の入札から全員辞退している。いずれの辞退者も同じ契約件名で他の区分のものを落札している者だが、それぞれの辞退理由等は何か。</p> <p>再度入札しても落札できなかったが、理由は何か。</p> <p>結果として再度の入札でも落札できず不調となったが、予定価格の積算額に問題はなかったか。 また、不調後の経緯を教えてください。</p>	<p>本業務は会計ソフトを利用した記帳指導の業務委託について、管内6県を10ブロックに区分(茨城県2、栃木県1、群馬県1、埼玉県3、新潟県2、長野県1)し一般競争入札を実施したもので、本件(区分7)は埼玉県ブロックの一部であり、会場や指導対象者数等が異なる。</p> <p>業者は、希望する区分について、確実に落札しようという意図があり、各区分の落札状況の様子を見ながら、入札しているものと思料される。このため、既に意中の区分を落札した場合や意中ではない区分については、辞退していると推察する。</p> <p>社会経済情勢の変化が業者の入札金額に影響を与えた結果、3回の入札では予定価格を下回ることができなかったと思料される。 なお、社会経済情勢の変化については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症対策が必要となることなどが考えられ、入札金額については、①ソーシャルディスタンス確保のため、従前より広い会場が必要、②感染症対策に係る備品が必要などの影響があったと考える。</p> <p>予定価格の積算については、過去の取引実績及び市場の動向等を参考に積算している。 不調後の随意契約成立の経緯については、応札した業者に見積依頼を行い、見積額が予定価格の範囲内であったため、随意契約を行った。</p>